

エリア別ブランディング事業ブランドコンセプトロゴマーク等作成業務提案募集要領

エリア別ブランディング事業ブランドコンセプトロゴマーク等作成を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 募集事項

(1) 案件名 エリア別ブランディング事業ブランドコンセプトロゴマーク等作成業務

(2) 事業目的

「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略2024」の重点プロジェクトの1つとして掲げている「エリア別ブランディングプロジェクト」は、仙台の地域ごとの特徴や多種多様な魅力を最大限活用するため、エリアを西部秋保地区、西部作並・定義地区、中心部、東部に分け、コンセプトづくりを進め、誘客促進、滞在時間の延長、再訪率の向上を図るものである。

令和5年3月に、4エリアのブランドコンセプトをそれぞれ取りまとめており、そのブランドコンセプトを観光客に周知し、誘客促進に繋げるため、各エリアのブランドコンセプトを象徴するロゴマーク等を制作するもの。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

(4) 委託上限額

2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

(5) 契約相手方の選定

本事業は、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

(6) 業務内容

別紙1仕様書（案）のとおり

2. 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと

※「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者」とは次に掲げる者をいう。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること

(3) 仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと

(4) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと

- (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

3. スケジュール（予定）

- (1) 企画提案募集開始 令和5年12月20日（水）
- (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和5年12月27日（水）16時
- (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 令和5年12月28日（木）
- (4) 企画提案書の提出期限 令和6年1月18日（木）16時
- (5) 企画提案書の選考（審査委員会の実施） 令和6年1月22日（月）
- (6) 企画提案書の選考結果の通知 令和6年1月22日（月）

4. 応募にあたっての質問および回答

- (1) 受付期限
令和5年12月27日（水）16時まで
- (2) 受付方法
質問項目等を質問書（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、FAX、持参等は認めない。電子メール送信後、電話で観光課にメール着信を確認すること。
- (3) 提出先
仙台市文化観光局観光交流部観光課 担当：庄司
電子メール：仙台市観光課 <kei008020@city.sendai.jp>
電話：022-214-8032（内線3548）
- (4) 回答方法
回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年12月28日（木）に、仙台市ホームページにて公表することとし、個別の回答は行わない。

5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和6年1月18日（木）16時まで（必着）
- (2) 提出先
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1（仙台市役所4階）
仙台市文化観光局観光交流部観光課 担当：庄司
電話：022-214-8032（内線3548）
- (3) 提出方法
郵送（書留郵便）または持参
- (4) 提出書類
①応募申込書（様式第2号）1部

②企画提案書（A4版、任意様式）8部

なお、仕様書（案）に基づき以下の内容を記した提案書とすること。

ア 提案書に記載する内容

- ・業務実施方針
- ・実施体制（人員配置の考え方がわかる体制図や業務分担等を記載すること）
- ・4エリアのロゴマーク原案（各エリアそれぞれ2案制作すること）
- ・実施スケジュール（本業務の工程を示したフローチャート等を示すこと）
- ・経費見積書（任意様式、業務内容ごとに経費の内訳を記載すること）
- ・同種業務の実績

イ 留意事項

- ・費用見積りについては、第1項(4)に掲げる委託上限額を上回らないこと。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- ・提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された提案書は返却しない。
- ・提出された提案書は本件選定以外の用途には使用しない。

③会社概要（任意様式）8部

④市税の滞納がないことの証明書 1部

※「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。

⑤消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

6. 業務委託候補者の選考

(1) 審査決定方法

参加業者から提出された提案書をもとに、審査委員会において決定する。

提案書の審査は書面審査のみとし、採点表を用いて（2）の視点から企画内容等を審査・評価し、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として特定（決定）する。

(2) 評価ポイント

①コンセプト（5点）

- ・各エリアのブランドコンセプトの内容を反映したデザインになっているか

②デザイン性（15点）

- ・観る者の目を引き、記憶に残るものとなっているか
- ・オリジナリティのあるデザインであるか
- ・各エリアの魅力を引き出すものとなっているか

③実用性（5点）

- ・白黒又は単色でも使用できるロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプとなっているか

- ・4エリア一体での活用と、各エリア単体の活用の双方を想定したデザインとなっているか
- ・シンボルマーク及びロゴタイプ単体でも使用可能なものであるか

④活用性 (5点)

- ・印刷物や広報ツールなど、幅広い用途において活用しやすいものであるか

⑤業務履行体制の的確性 (5点)

- ・当該事業を遂行する能力、組織体制、人員を有しているか
- ・適切なスケジュール、業務履行体制がとられているか
- ・業者及び担当者の業務実績は十分か

⑥費用の妥当性・経済性 (5点)

- ・提案内容と見積り書の整合性がとれており、合理的かつ経済性に優れているものか

7. 選定結果の通知

選定結果については、令和6年1月22日(月)までに電子メールまたは電話で知らせる。また、同日、文書による結果通知を発送する。

なお、非特定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)に、観光課あてに書面(様式は任意)で問合せを行うこと。その翌日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答する。

8. 提案書作成に係る留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、提出者の負担とする。提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。